

【中国】黒土保護法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2022年6月24日制定の黒土保護法は、食料の安全を確保する観点から、中国東北部等に分布する黒土保護の強化を統一的行うための規定を整備した。

1 背景と経緯

中国の黒土は、黒色系の腐植質の表土層を持つ肥沃で農耕に適した土壌である。黒土が分布する東北部の穀物生産量は、中国全体の約4分の1を占めるが、長年の開発等により黒土の質・量が低下し¹、食料生産への影響が懸念されている。中国は、食料の安全保障の観点から黒土の保護を重視し、2017年に国務院が黒土保護の中長期計画²を策定し、2018年に吉林省が黒土保護条例³を制定した。2020年7月、習近平国家主席は、黒土を「耕地のジャイアントパンダ」と呼んでその重要性を強調し、2021年3月の全国人民代表大会会議に黒土保護に関する議案等が多数提出され、同月から法律の草案作成が進められた。2021年12月に全国人民代表大会常務委員会での審議が始まり⁴、2022年6月24日の同常務委員会会議で、全38か条から成る黒土保護法（中華人民共和国主席令第115号）⁵が可決・公布され、同年8月1日に施行された。

2 黒土保護法の概要

(1) 目的・定義

黒土を保護し、黒土の地力を着実に回復させ、持続可能な資源利用を促進し、生態のバランスを維持し、国の食料安全⁶を保障するため、この法律を制定する（第1条）。

黒土とは、黒龍江省、吉林省、遼寧省及び内蒙古自治区（以下「4省区」）の区域内にある、黒色等の腐植質の表土層を有し、性質が良好で、肥力の高い耕地をいう（第2条）。

(2) 原則・方針

国は、黒土保護に係る財政投入を保障し、黒土の優れた生産能力を保護し、黒土の総量を減らさず、機能が衰えないように保つ（第3条）。国務院の農業農村主管部門等は、黒土の保護

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

¹ 中国の黒土地帯は、総面積109万km²で、世界の黒土の約12%を占める。気候変動、旧式の耕作方法等の要因による土壌の流失、成分変化、保水機能の低下等が指摘されている。『東北黒土地白皮書（2020）』中国科学院，2021.7. pp.1-21. <<https://www.cas.cn/zt/kjzt/htlc/yw/202107/W020210714418584895253.pdf>>

² 「农业部 国家发展改革委 财政部 国土资源部 环境保护部 水利部关于印发《东北黒土地保护规划纲要（2017—2030年）》的通知」『中华人民共和国农业部公报』2017年第7期，2017.7.20. <http://www.moa.gov.cn/nybg/b/2017/dqq/201801/t20180103_6133926.htm>

³ 「吉林省黒土地保护条例」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3YWMzYTUzYT AxN2FjNmFhNDZhZjBkN2U%3D>> 2021年5月27日改正・施行。

⁴ 「关于《中华人民共和国黒土地保护法（草案）》的说明—2021年12月20日在第十三届全国人民代表大会常務委員会第三十二次会议上」2022.6.24. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/345e043eb1024ab1abc9db48363c3b3b.shtml>>

⁵ 「中华人民共和国黒土地保护法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4MThlOT BINzAxODE5NDczNzJkNjAxODQ%3D>>

⁶ 中国語原文は「粮食安全」。2015年制定の国家安全法（「中华人民共和国国家安全法」同上 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY3ZTA2NzA4MmY%3D>>）第22条のほか、2022年3月施行の改正種子法（『外国の立法』No.291-2, 2022.5, p.36参照）等の法律の総則部分にも同様の文言がある。

範囲を科学的、合理的に確定し、計画的、段階的、種類別に黒土保護を進める。歴史的に黒土に属した土地は、修復不能のものを除き、原則として黒土保護の範囲に含めるものとする（第4条）。黒土は、穀物、野菜等の農産物生産に使用するものとする。黒土の層が厚く、土壌の性質が良い土地は、永久基本農地⁷とし、穀物生産に重点的に利用し、厳格な保護を行う（第5条）。

(3) 管理体制

国務院及び4省区の政府は、黒土保護の指導、計画、調整、監督管理を強化し、黒土保護政策を統一的に策定する。4省区の政府は、管轄域内の黒土の質・量、生態環境に責任を有し、県級以上の地方政府は、関係部門から成る黒土保護調整メカニズムを構築するものとする（第6条）。各級政府は、黒土保護の宣伝教育を強化するものとする。黒土保護に貢献のあった組織及び個人には、表彰・奨励を行う（第7条）。国務院の標準化主管部門は、関係部門と共に、黒土の質及びその他の保護規格を制定し、整備する（第8条）。

国は、黒土の調査・監視制度を構築整備する。県級以上の政府の自然資源主管部門は、土地調査時に黒土の種類、保護・利用状況等の調査を進め、国務院の農業農村主管部門等は、黒土の地質監視網を構築整備し、黒土層の状態の常時監視を強化する（第9条）。県級以上の政府は、黒土保護を5か年計画の内容に組み込み、その農業農村主管部門は、黒土保護計画を作成するものとする（第10条）。国は、科学技術による黒土保護支援能力を強化する（第11条）。

(4) 各級政府の役割

県級以上の政府は、黒土の農地インフラ建設を強化し（第12条）、適度な休耕等の科学的な耕作制度により黒土の質を高め（第13条）、黒土の生態保護と黒土周辺の森林、草原、湿地の保護修復を強化し、黒土保護に役立つ自然環境を維持する（第15条）。県級政府は、黒土の調査・監視データに基づき、黒土品質向上計画を策定し、実施するものとする（第16条）。

(5) 組織・個人の義務

国営農場は、区域内の黒土管理を強化し、模範的役割を果たさなければならない（第17条）。農薬、肥料等農業投入品の生産者及び経営者は、その包装・廃棄物の回収及び資源化又は無害化を行わなければならない（第18条）。家畜の養殖を行う組織及び個人は、排せつ物の無害化処理及び資源化を進めなければならない（第19条）。いかなる組織及び個人も、黒土の資源及び生態環境を破壊してはならない。黒土の盗掘、乱掘及び不法売買を禁止する（第20条）。

(6) 国による支援

国は、黒土保護の財政投入保障制度を構築整備する（第22条）。黒土の保護、修復等を行う農業経営者に対し報奨・補助を支給する（第23条）。穀物の主要消費地区が4省区との経済協力関係を結び、黒土保護に参加することを奨励し（第24条）、社会資本による黒土保護への投資を奨励し、投資者の合法的権利・利益を保護する（第25条）。

(7) 監督・罰則等

国務院は、4省区の政府による黒土保護責任の実施状況を査定し（第26条）、県級以上の人民政府の自然資源等の部門は、黒土保護・品質整備状況の監督検査を進め（第27条）、同級の人民代表大会又は同常務委員会に状況を報告し、監督を受けるものとする（第28条）。

また、政府関係部門の違反行為（第29条）、黒土農地インフラの不法利用（第30条）、指定用途外の利用（第31条）、黒土の不法採取・販売（第32条）等の罰則を定めている。

⁷ 中国語原文は「永久基本农田」。農業用地として永久的に保護するものとして指定された農地をいう。